

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

アメリカンエンジニアリングコーポレーション

法人番号 8700150066309（国土交通大臣許可 第 024146 号）

2 取引停止措置期間

2 か月（令和 8 年 8 月 5 日～令和 8 年 1 0 月 4 日）

3 取引停止の理由

当該業者は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日において、主任技術者又は監理技術者となり得る資格等を持たない者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に設置していた。

このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 6 月 5 日、建設業許可部局である沖縄総合事務局長から 2 2 日間の営業停止処分を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 8 年 8 月 5 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松 尾 清 一